

項目	意見要旨	考え方
政策の継続性について	方針の中には見直し後の定期的評価と残存する課題に対するその後の対策の立て方についての説明が欠けている。方針通りに終了すればよいが、多くは多様な問題を残しながら課題が埋もれる傾向にある。政策目標に対する見直し後の評価基準とその後の対策について吟味することが肝要と考える。	当計画案には、示した方向性のとおりに見直しが進まなかった場合や見直しを行った後の評価及び更なる見直しについて記載はしていませんが、そこで見直しを終了するというものではなく、御指摘のとおり、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した継続的な見直しが必要であると考えています。 御意見を踏まえ、継続的な見直しに係る考え方を記載します。
平成22年決算審査の「将来負の資産となるもの」は、この見直し対象から除外	負の資産の定義が財政論のみに集約される傾向にあり、それのみで議論されると今後の京丹後市の精神的支えに成り得る「心の豊かさや地域の絆から政策誘導する多様な幸福感」を阻害する可能性がある。	今回の見直しは、単に財政的な面からだけではなく、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方が変わりつつある中で、市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか、効率的・効果的な管理運営方法となっているのかといった観点からも見直すべきであるという「公共施設見直し方針」の下で個々の施設の在り方を見直すものであり、特定の施設を対象から除外するべきではないと判断します。
	財政的配慮で考慮される指定管理者制度の導入の評価と見直しは、政策導入時の想定脅威として盛り込むべきで指定管理者制度の継続であれば別の場で政策論議をするべき。	指定管理者制度導入施設についても、当該施設を市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのかという観点からの見直しが必要であると考えています。このため、当計画案では、指定期間満了後の施設の在り方について、他の施設と同様に方向性を示し、見直しを進めることとしています。 なお、個々の施設について実際に指定管理者制度を継続・導入するか否かは、これまでどおり、別途、指定管理者選定等審査会で検討して決定します。

項目	意見要旨	考え方
施設分類 3 集会施設 地区コミュニティ（奥大野）（地区コミュニティ広場）、 地区コミュニティ（奥大野）（地区コミュニティグラウンド） の扱いについて	基本的には、今回の見直し計画のとおり移譲を受ければよいと考えていますが、固定資産税の扱いがどうなるのか。	京丹後市税条例第71条の減免規定により、地区が所有する集会施設や広場等公益のために直接専用する固定資産については、固定資産税を免除しています。
施設分類 3 集会施設 京丹後市五十河地区基幹集落センター、 京丹後市野間期間集落センター、 京丹後市久美浜福祉センター、 京丹後市久美浜婦人センター、 京丹後市久美浜林業センター、 京丹後市久美浜農業センター、 京丹後市久美浜機業センター、 京丹後市久美浜果樹センター、 京丹後市久美浜健康センター、 京丹後市久美浜ぎょそんセンター 現状維持扱いの複数地区が共同で使用する各センターの扱いについて	左記の各センターは、指定管理という形で現状維持の方針ですが、指定管理の組織が機能しているのであれば、そこに移譲したらよいと考えます。 指定管理は、町ごとにその地域をまとめる地域協議会等の組織が受け皿となっていると思いますので、その組織が機能している地域についてはそこに移譲し、その地域で費用も含めて管理していただくのがよいと考えますし、また、各町における施設整備の公平性が保てると感じます。 その施設も、関係集落の要望でできた施設であると思いますし、関係集落以外の他の地域から使用することはないと思います。	複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区においてそれぞれに地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられます。このため、当施設は現状維持が妥当であると考えます。
施設分類 3 集会施設 河辺公民館、 地区コミュニティ（河辺）（地区コミュニティ広場）、 地区コミュニティ（河辺）（地区コミュニティグラウンド）	河辺公民館は、地元に移譲できるような建物ではなく、外壁の崩落や雨戸（鉄製直付けサッシ）脱落が危惧されるいわゆる老朽危険建造物であり、地元としては、早急な取り壊し撤去を求めるものです。 また、その代替施設として、旧保育所建物の移譲を受け、公民館施設に指定を受けた後、地域防災避難施設として耐震補強工事を施工することを計画として考えています。 なお、No.105コミュニティ広場・No.106コミュニティグラウンドに関しては、現状どおり継続して利用することとしており、市計画どおり移譲することで異議ありません。	特定の地域住民が主に利用している施設であるため、地区へ「移譲」としてしていますが、廃止の検討も含めて、今後、地区と調整しながら進めていきます。 なお、当施設の取壊しにつきましては、旧大宮町が地区と取り交わした覚書により、地区で行っていただくことになっています。 また、旧保育所建物の利活用については、今後、具体的に協議をさせていただきます。

項目	意見要旨	考え方
施設分類 3 産業振興施設 (3) 観光施設 京丹後市碓高原管理棟（レストハウス） 京丹後市碓高原自由広場 京丹後市碓高原テニスコート 3施設とも「廃止」と見直しの方向性が示されていることについて	京都府碓高原牧場は、ステーキハウスとともに、碓高原における観光資源の一つとして「ふれあい広場」や「まきばホール」を設置し京丹後市民はじめ訪れる方々の憩いの場を提供し、楽しんでいただいているところです。 また、夏には、当牧場も実行委員会の構成員として「碓高原まつり」を開催して、好評を得ているところであります。 財政事情厳しいことは十分承知しており、利用実績がないため「廃止」については理解はできますが、廃止後の施設の処分や用地の草刈等については、どのようにされるのか教示願います。 放置状態にはならないとは思いますが、今まで規模は小さいながらも観光資源として培われてきた景観の保全についてのお考えを示していただきたいと思います。 当牧場といたしましては、従前どおり、No.54（京丹後市碓高原管理棟）及びNo.55（京丹後市碓高原自由広場）についてステーキハウスと一体管理の継続を望みます。	3施設とも利用実体等を鑑み、行政財産としての用途を廃止することとしています。廃止後は、普通財産としての管理を考えておりますが、引き続き、草刈など景観の保全に配慮した適正な管理を実施します。
施設分類 3 集会施設 上常吉公民館 に対する市の支出状況について	地元に移譲は、反対である。 市の支出状況が、3,000円と小額であり、移譲されると今後固定資産税の徴収が予想され、当区は、財政に余裕がない為。	京丹後市税条例第71条の減免規定により、地区が所有する集会施設や広場等公益のために直接専用する固定資産については、固定資産税を免除しています。
施設分類 2 産業振興施設 (1) 農林水産施設 上常吉集荷所 に対する市の支出状況について	地元に移譲は、反対である。 市の支出状況が、5,000円と小額であり、移譲されると今後固定資産税の徴収が予想され、当区は、財政に余裕がない為。	当施設は、地元地区の農業の振興を図るために設置したものであり、主な利用者である地区や農業者団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられ、また、当施設を市が所有し続ける必然性は必ずしも高いとは考えられないため、原則として地区等に移譲する方向で検討することとしています。 固定資産税については、京丹後市税条例第71条の減免規定により、地区が所有する集会施設や広場等公益のために直接専用する固定資産については免除していますが、当施設は、これに該当しないため、原則、課税対象となります。

項目	意見要旨	考え方
施設分類 3 集会施設 地区コミュニティー（上常吉）（地区コミュニティグラウンド） に対する市の支出状況について	地元に移譲は、反対である。 上常吉区と下常吉区の両方の区民が利用している為。	当施設は、主に両区の地元住民のみが利用していること及び地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなるといった面からも、移譲する方向で検討することとしています。 なお、施設の所有及び管理方法については、今後、関係地区と協議させていただきます。
施設分類 3 集会施設 京丹後市口大野地区多目的集会施設 口大野地区コミュニティセンター ともに移譲	この施設は築20年を経過しましたが、利用度も高く地区の中心的な建物です。 最近内装外装ともに痛みが目立ちかつ不便なことから、計画を立て中規模程度の改修をする必要を感じています。 市の財政状況は今迄からことあるごとに聞いていますが、市は地域個々の運営状況をどの程度理解されていますでしょうか。 市の台所事情も区や地域の状況も、社会構造が同じであれば地域間格差が多少ある程度でどこも同じ、区は近い将来運営に行き詰まるのではないかと心配しています。 ここで市の担当者に我が区の状況を説明するまでもなく、地域の運営は区費を主な財源とし、人が組織を動かし知恵をしばってコミュニティーを守る努力をしています。しかしこの大切なことにほころびが生じています。 市は地域の現状を直視し、地域の末端を支える区の運営に今必要なことは何かを考え市政に反映すべきです。 何でも一方的に補助金をカットしたり、補助率を下げたり、このように施設移譲だなどといわれても到底納得できる話ではありません。 管理経費の支出を抑えるための対策に「見直し方針」を策定し、地域や区にその経費を押し付けることが前提なら、説明や話し合いなど何の意味もないと思われます。 市は市民との協働を常にいわれるのですから、市として今、地域組織を支えるために何が必要で、地域は市に何を協力しなければならないかを具体的に考える必要があります。 地域組織の運営に水を差すような施策ではなく、地域の現状を直視し市民目線で政策を進めていただくようお願いします。	市内の地区集会施設には、地区が所有している施設（136施設）と市所有の施設（74施設）があります。 したがって、地区集会施設を、今後も市が所有し続ける必然性は必ずしも高いとは考えられないため、原則として地区等に移譲する方向で検討することとしています。 また、主な利用者である地区等が所有管理するほうが、市の例規による利用制限等に捉われることなく、それぞれの地区の自主的な裁量や工夫により、より自由に地域の活性化のために活用しやすくなると考えられます。 なお、移譲前、移譲後に関わりなく、京丹後市地域振興対策事業補助金を活用して、施設の修繕や改築等を行うことができますし、また、引き続き、必要で公平な支援も継続するものです。 固定資産税については、京丹後市税条例第71条の減免規定により、地区が所有する集会施設や広場等公益のために直接専用する固定資産については免除しています。 今回の見直しは、市が負担すべき経費を他の団体等に押し付けることにより抑制するというものではなく、社会状況の変化、市民ニーズの多様化、合併による状況変化等に対応して、公共施設の在り方を根本的に見直すことを目的としていますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

項目	意見要旨	考え方
施設分類 3 集会施設 河辺公民館 「移譲」	現有の河辺公民館は、計画案にあるように河辺区に移譲されても、すでに建築後相当の年数が経過しており、もとより耐震基準も満たしておらず、その実態はむしろ危険建物というべきで、公共施設として今後も使用し続けるには適切な施設ではありません。現有施設は市の負担で早急に解体撤去し、区民が公民館として安心して使用できる別の適切な施設を求めます。 大宮北保育所が開設されたため、旧河辺保育所施設が遊休施設になっていると聞いています。同施設は、現有の河辺公民館施設と比べても、建築年度ははるかに新しく、旧園庭も区民の広場として有効な活用が見込めるものと考えます。旧河辺保育所を、河辺公民館に代わる新たな公民館施設としての整備をご検討いただきたいと思います。	特定の地域住民が主に利用している施設であるため、地区へ「移譲」としていますが、廃止の検討も含めて、今後、地区と調整しながら進めていきます。 なお、当施設の取壊しにつきましては、旧大宮町が地区と取り交わした覚書により、地区で行っていただくことになっています。 また、旧保育所建物の利活用については、今後、具体的に協議をさせていただきます。
施設分類 2 産業振興施設 (1) 農林水産施設 京丹後市大宮農産物加工販売施設	指定管理から移譲へと見直しの方向性が示されていますが、移譲する理由を今一度お聞かせ頂きたい。	当施設は、農産物の加工販売施設として主に地元地区で活用いただいております。移譲することにより、地域や事業主体者の自主的な創意工夫が即座に生かされ、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられます。 また、市が所有し続ける必然性は必ずしも高いとは考えられないため、移譲する方向で検討することとしたものです。
施設分類 3 集会施設 谷内地区コミュニティ集会施設	直接管理から移譲へと、方向性が示されていますが、集会施設移譲までに「劣化の進んだ1F台所の冷蔵庫付き流し台の更新」と「2F広間の冷房施設の更新」をご配慮頂きたいと考えています。	移譲前、移譲後に関わりなく、京丹後市地域振興対策事業補助金を活用して、施設の修繕や改築等を行うことができます。
固定資産税	公平性の見地から、区が所有する施設の固定資産税の凍結	京丹後市税条例第71条の減免規定により、地区が所有する集会施設や広場等公益のために直接専用する固定資産については、固定資産税を免除しています。ただし、農業者が使用する作業所や、有償で貸し付ける駐車場や宅地等は該当しないため、原則、課税対象となります。

項目	意見要旨	考え方
施設分類 4 文教施設 (1) 公民館 京丹後市網野地区公民館	40年の歴史を持ち、地域の活性化を進めるため、市民の地域での学習と交流の拠点である網野地区公民館を地域に移譲するという見直し計画の趣旨には一応の理解はできます。 しかし、現在の網野地区公民館の管理、利用状況を見るに、本計画の見直しの拠点をもとにして考えるならば、移譲という見直しの方向性にはあたらないと考えます。 見直しの視点①施設の設置意義 ②施設の機能 ③施設の利用状況 ④施設の劣化、等々から見ても、下記のとおり、公民館設置の目的に沿った活動利用状況であります。 平成24年度においては利用回数831回、利用者数16,345人、利用者は網野連合区民及び公民館を始め、高齢者大学、伝統芸能保存会、文化協会、学校、消防団、老人会、土地改良区、NPO法人、等々多岐にわたっています。 また、管理面におきましては、京丹後市網野連合区が管理委託契約を結び、網野連合区事務所を拠点にして適切な維持管理を行っています。 さらに、網野地区公民館は災害時には避難所として、世帯数1,100世帯、人口2,800人の安心、安全をお守りする拠点でもあります。 このような観点から今後とも市のご支援をいただき施設の現状維持をして市民が気軽に利用できるという行政サービスと地域コミュニティ活動の拠点となりますようお願い申し上げます。	現状でも地区等が所有する集会施設に地区公民館を設置しているケースが15か所あり、それぞれ活発に公民館活動を展開しておられます。 したがって、当施設が地区へ譲渡されたとしても、これまでと同様に公民館活動を行っていただけるものと考えていますし、また、必要で公平な対応も継続するものです。 なお、連合区事務所及び集会所としての利用については、現在は行政財産使用許可を得て御利用いただいているところですが、連合区へ譲渡された場合は当然そのまま御利用いただけますし、連合区以外の区等へ譲渡した場合は、当該譲渡先との合意により継続して利用することとなります。

項目	意見要旨	考え方
公共施設見直しについて	地域の活性化を目的とするためには、各公共施設は、全部残すべきであると思う。 地域住民のコミュニティづくりを目指して、地域で取り組む場所として残すべきだ。	当計画案は、社会状況の変化、市民ニーズの多様化、合併による状況変化等に対応して、公共施設の在り方を根本的に見直すことを目的に、「市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか」「効果的・効率的な管理運営方法となっているのか」といった観点から、市が所有する個々の施設の見直しを行い、その方向性を示したものです。 地域住民のコミュニティ活動の場として集会施設等がありますが、市内の地区集会施設には、地区が所有している施設（136施設）と市所有の施設（74施設）とがあり、いずれも地区住民の集会やコミュニティ活動の場として機能しており、施設の目的や利用実態は共通するものと考えています。 したがって、地区集会施設を、今後も市が所有し続ける必然性は必ずしも高いとは考えられないことから、原則として地区等に移譲する方向で検討することとしています。 また、主な利用者である地区等が所有管理するほうが、市の例規による利用制限等に捉われることなく、それぞれの地区の自主的な裁量や工夫により、より自由に地域の活性化のために活用しやすくなると考えられます。

意見に基づき、案は別添のとおり修正いたしました。